



て、國が引受けるという案もあつたのでござります。これは大蔵省が反対されることは立場上そういうことになるのかかもしれません、政府全体としまして、財政の関係上國で引受けることは困難だという見通しで、別な案をいろいろと進めて参つたのでござります。

○池田(轍)委員 私が聞きましたのは、昭和二十三年の九月ころ大蔵省がそれに対したという事実があるかどうかというのですが、それは覚えておりませんか。

○伊東政府委員 そのころそういう案を検討いたしまして、別な案で行こうということに結論はなつたわけであります。

○池田(轍)委員 それから今度は昭和二十四年の三月ごろに、建設省の方が関係筋のボイラーという人から、売れ残つたものは建設省が引受けるようにしろ、こういうふうに聞いているのですが、この間の事情はどうなのですとか。

○伊東政府委員

今年の三月ごろ、さ

らに司令部からも、財政が許すなら国で引受けれるという案も含めて、至急に処分の案を立てろといふ話はございました。ただいま御質問の通りのことではなかつたのですが、財政が許すならそういう案も含めて考えてみよ、こういうことがございました。但しボイラーという人ではなかつたように記憶しております。

○池田(轍)委員 ところがそういうふうに内定したというのではなくして、そういう案が練られた。ところが民自

が政権をとつてから急にその後方針がかわつて来て、今度は何でもかんでも競先にしてしまえ、新しく入居せざる者は、立ちのけと言われたらいつでも立ちのくというような証文を入れなければ入れない、そういう誓約書を書かせるというようなきつい方法になつて來た。だから、初めはそういうのではなくて、建設省が一手に引受けけていたものが、それが本年の初めのころから急にひつくり返りまして、今度は何でもかんでも全部競先だ、そし

て立ちのけと言われたらいつでも立ちのく、毛頭苦情を申すまじくという札を入れなければ入れないといふほどに、厳重になつて来た、こういうふうに聞いているのですが、この点はどうですか。

○伊東政府委員 これはいろいろ案を立てて行きます間のいろいろ経過が立つたのですが、建設省の住宅政策の面から見ますと、國が引受けやるとい

うのが最もいいわけであります。これは財政との関係もありまして、建設省の希望通りに行くかどうか、必ずしもわからぬわけとして、結局先ほど申し上げました通り、建設省としましては、次善の案でやるということにおちついて来たわけです。ただ現在におきましても、競先にしてそういう強制的立ちはきというような方法で処分することは、住宅政策上からは困るというところで、最近において別にいたしまして、最近においてはございません。

○池田(轍)委員 だいまお話のようなことに決定されたわけではございません。内海委員長代理退席、委員長着席

もあるのでございますが、この写真は去年の末ごろとつた写真であります。

で一体旅行するのです。こういう莫大な旅費、給料をとつておいて、一方の

を処分するのに、現在までの人員の減りあいでは少いという御意見だと拜

聴いたのでございますが、私ども事務

いづれも天井は落ち、壁はくずれ落ち、家中でからかさをさしていなければ住めないというような、きわめて

悲惨な現状の住宅當団の写真であります。それが本年六月に大分傾いていたものが、それが本年の初めのころから急にひつくり返りまして、今度は何でもかんでも全部競先だ、そし

て立ちのけと言われたらいつでも立ちのく、毛頭苦情を申すまじくといふほどに、厳重になつて来た、こういうふうに聞いているのですが、この点はどうですか。

○伊東政府委員 ただいまの非常にこわれている雨漏りがするということに対して、修理を怠つておるという関係、これはいろいろきつがありませんが、閉鎖機関の方から御説明を申し上げます。

○小林説明員 速記をとめていただきたいのですが……。

○池田(轍)委員 速記を始めて。

○溝利委員長 速記をとめて。

[速記中止]

○溝利委員長 速記を始めて。

○池田(轍)委員 金がないから修理できなかつたと言いますけれども、この比較損益計算書を見ますと、利子の收

入だけでも千六十万ばかりあるので、大分お金持のようです。それから當団の事務員の人たち、整理委員会の人たちがもらつている給料、旅費、また

委員会経費、こういうものも莫大な数に上つております。この給料が二

十四年八月二十五日まで、二億三千五百五十二万円というような莫大な給料です。それから旅費も二千五百七十万円です。一体閉鎖後これほど莫大な給料、莫大な旅費がどうして必要なですか。二千五百万円の旅費を何人

あります。内海委員長代理退席、委員長着席

あります。内海委員長代理退席、委員長着席

あります。内海委員長代理退席、委員長着席

あります。内海委員長代理退席、委員長着席

通信費の中で二十二年四月一日までの通信費はゼロで、二十四年八月二十五日までの通信費が三百七十万円になつてゐる。広告料も二十二年四月一日までの分はゼロで、その後の分が三百五十七万円になつてゐる。図書費、收入印紙、修理費、運搬費というようなものも四月一日までがゼロで八月二十五日までの分が五百七十三万円である。

○池田(翠)委員 片つ方は三箇月で片つ方は二年間のものでございますから、比較にはならぬわけです。  
○俵説明員 さようでございます。

○池田(翠)委員 そういう資料は私たちは困るのです。もう少しあわかるような資料を出していい

が、当初どれだけ融資を受けておりま  
すか。どういうふうに返済したか。その明  
細簿をひとつ出していただきたい。一方にお  
いては住宅の方は修理しないでおいて、金  
融機関にだけこれを返済してあるのか。金融  
機関にも返済しないで住宅の方も直さない  
で、一本ひとり金はどうなつて、いるの

閉鎖後の返済でございましょうか、それとも住宅営団当時のものでございましょうか。

引受けを願つております。それから、  
資團による短期借入れもござりますか  
ら、資料として融資團に関するもの  
と、住宅債券の年度別の引受けと、短  
期借入金の融資團の分とをお出しいた  
します。預金部とか貯金部とかの関係  
はよろしくゆうござりますか。民間融資  
團だけによろしくゆうござりますか。  
（也田）（基）委員 できればそしも願う

ういつたようなのはどういわけですか。それから資材の損益勘定、不動産損益勘定、機械器具損益勘定、こういったようなものも二十二年四月一日までの分は出ておりませんで、それ以後の分はまだ出ていません。これを見ると

たたかないと委員会で署名をするにしても何の得にも立たないと思います。これについてもう少し御質問したいと思うのですが、この国庫補助金收入は閉鎖後もあつたわけですね。それから先ほど質問いたしましたが、分譲住宅を名づけ、小判子の文へと寺町

か。こういう金融機関から借りました  
金と、それの返済の実情を資料として  
御提出願いたいと思うのであります。  
**O 僕説明員** 比較損益計算書という簡  
單の方をごらん願つて いると思うので  
ございまますが、差上げましたもう一つ

（注）（略）  
てのではない。もつと詳しく、な  
とえば共同融資団といふのがあつて、  
住宅営団に対しても復興金融金庫、勧  
業銀行、三和銀行、帝國銀行、富士銀  
行、大阪銀行日比谷支店第一銀行、  
東海銀行東京支店ある、は北海道石狩

ましよう。それでは大蔵省の方はその資料が出てから御質問したいと思います。  
次は建設省の方に伺います。大体住  
宅は人為的に荒廃させられているわ  
けです。この前質問も出たと思います  
が、東京都は一意図で契約を結んで

○ 僕説明員 この比較損益計算書で二十二年四月一日を基本上にいたしましたのは、開設まで三箇月間がゼロになつたからです。

皆の收入と利子の收入とか  
利子の收入があるからには元金がある  
わけですが、元金は幾らあつて、どう  
へ預けて置いたのですか。

の大きい方のバランス・シートには、閉鎖の昭和二十一年十二月二十三日の分と、それから先ほど申し上げました完全閉鎖になりました二十二年四月一日の張りじり、その二つの曾誠と、今年

東洋銀行東京支店が主導して、二三の銀行が共同で、銀行というような銀行が共同融資團になつて、いるわけです。これが初めからどれだけの融資をして、どれだけの返済をされているかということを資料として出してもらいたい。

復興建設株式会社に代行させて今強硬な売却処分で臨んでいる。この会社の相談役の山下太郎という人は、二十二年から二十三年にかけて當時の住戸住宅や資材等の権利譲渡に暗躍して

この前も御説明申し上げましたように、閉鎖の二十一年十二月二十三日からあくる年の三月三十一日までは指定業務をいたしておりまして、引続き仕事

利子は、指定業務をやつております期間は、従来の閉鎖以前と同じような銀行に預金をしてございまして、その預金利子がおもなものでございます。

の八月二十五日の比較が出ておりますので、実はそれの方を比較の対象として出し、片方の小さいのは完全閉鎖になりましたときの勘定簿の帳じりと今年の八月二十五日を比較して出したの

○儀説明員 そういたしますと十六年度から二十一年度までの決算書全部を御提出するわけでございますか。  
○池田(翠)委員 融資と返済だけ聞けばいい。

もうけた、といえば「真相」の種にならぬのでしたけれども、もうからないで結局失敗したという経験の持主であります。ですが、今度はこの人にもうけさせるのだろうといううわさも巷間にあります。

掛住宅をいたしておりますので、この間は従来の営団が存続しておつたと同じように扱つてバランス・シートを立てておりますので、ここに出ておりますのは完全閉鎖になりました四月一日を基本にいたしまして、給料その他のも

十四年八月二十五日の大分ふえて参  
ておりますのは、住宅営団の持つてお  
ります金、これは日本銀行預けになつ  
ております。これをただ寝かしておきま  
すれば無利息でございますので、  
糧証券を買いましてこれに投資してお

でございます。  
それから先ほどの国庫補助収入の件でございますが、これは閉鎖になります。した二十一年度に約一万户完成していると思いますが、補助住宅をいたしておりましたので、二分の一の補助金を

○儀説明員 それはちよつと申し上げます  
が、各事業年度について申し上げま  
すと、大体十六年度には政府出資が一  
億五千万円ございまして、十七年度  
には二千万円、十八年度も二千万円、  
十九年度も二千万円、その政府出資と

のは四月一日から三箇月間を計上してござります。その他は仕掛け住宅をいたしておりました関係上、そちらへ原価で入つておるために落ちておるものでござります。

○池田(峯)委員 先ほどから申しております。その利息でございます。  
りますように、これだけの資料では不十分でありますから、この比較損益計算書につけ加えまして、閉鎖のときの各項目毎の数字を出して、こ

政府からいたしました。それが閉鎖前に収入いたした分は帳簿に入つておりますが、五千九百万円は二十一年度の分を十二月二十三日の閉鎖後に入れましたので、これが載つておるわけであります。

○説明員 それは三箇月間のもので  
○済日(済)翌日 われしゃこれに資料  
になりませんな。

各項目別の数字を出していただきたい。  
もう一つは、住宅営団が各金融機関

おさします

第一類第十六號 建設委員會議錄第四號

建設委員会議録第四号 昭和二十四年十一月十七日

昭和二十四年十一月十七日

に伺つております。そういうことになりますと復興建設株式会社はどうするか。これは住宅にしようと何にしようとか、まわないのでありますから、当然住人を追い出でて何かに改築して高く売りつけるというようなことを考へるにさまでおるのであります。今まで住んでいた人々は当然追い出されて来る。だから建設省がこういう残酷な結果を招くであろうこの措置を平然ととつてゐるということは、まったくわれわれとして不可解である。当然これは彈劾しなければならない問題であるとわれ／＼は考へるのであります。

○伊東政府委員 お答えいたします。

建設省としてはこの問題の成行き、真相、それからこの復興建設株式会社によつて当然押充り、競売、立ちのきを強制される、この住民の問題をいかにして解決するか。こういう方策について詳細に承りたいと思います。

○伊東政府委員 お答えいたします。

この売れ残りの住宅がまだ相当ござります。そのうちで東京都の分が大部分を占めておりますので、二十六年三月末までにこの処分を完了するといふには、東京都の分をどうするかといふことで——ほかの府県の分もありますが、これは東京都が解決すれば、まづその筆法で割合運行けるのじやないか、こういうふうに考へますので、東京都といろ／＼折衝いたしました

東京都のものをまずいろいろと進めておきましたが、起債の問題などでつかえておきましたが、起債の問題も解決しまして、一億円で東京都に一括分譲する、こういうことにきつたわけござります。東京都へ処分いたしました具体的的

な処分の仕方につきましては、これはりますと復興建設株式会社はどうするか。これは住宅にしようと何にしようとか、まわないのでありますから、当然住人を追い出でて何かに改築して高く売りつけるというようなことを考へるにさまでおるのであります。今まで住んでいた人々は当然追い出されて来る。だから建設省がこういう残酷な結果を招くであろうこの措置を平然ととつてゐるということは、まったくわれわれとして不可解である。当然これは彈劾しなければならない問題であるとわれ／＼は考へるのであります。

○伊東政府委員 お答えいたします。

建設省としてはこの問題の成行き、真相、それからこの復興建設株式会社によつて当然押充り、競売、立ちのきを強制される、この住民の問題をいかにして解決するか。こういう方策について詳細に承りたいと思います。

○伊東政府委員 お答えいたします。

この売れ残りの住宅がまだ相当ござります。そのうちで東京都の分が大部分を占めておりますので、二十六年三月末までにこの処分を完了するといふには、東京都の分をどうするかといふことで——ほかの府県の分もありますが、これは東京都が解決すれば、まづその筆法で割合運行けるのじやないか、こういうふうに考へますので、東京都といろ／＼折衝いたしました

東京都のものをまずいろいろと進めておきましたが、起債の問題などでつかえておきましたが、起債の問題も解決しまして、一億円で東京都に一括分譲する、こういうことにきつたわけござります。東京都へ処分いたしました具体的的

な処分の仕方につきましては、これは

閉鎖機関の整理の問題でございますか

ら、大蔵省と閉鎖機関整理委員会と都

との間の話合いで決定される問題な

どあります。建設省としましてもお

話の通り、住宅政策の立場からこれに

深い関係を持つておるわけであります。

○池田(暮)委員 京都の職員の関係とか、いろいろ東京

都に都合がありまして、引受け、さ

らにこれをむしろ専門と言いますか、

民間の会社にこの具体的な事務をまか

せてやろうということを、東京都では

考へておつたわけでございます。建設

省にも、そういう方法でやりたいがど

うかという申入れがあつたわけでござ

ります。私どもの立場としましては、

住宅政策の面から、そういう方法をと

らざるを得ないということになりまし

たならば、この会社を住宅政策の面か

ら十分東京都が責任をもつて監督して

もらわなければならぬ、それから清算

は一日も早く促進してもらわなければ

ならない、また共同融資團との関係にお

ります。それはやり得るはずがないのでござい

ます。何かの間違いやないかと思いま

すが、われ／＼の方としましても十分

相談にも乗つております。意見も出し

ております。

○伊東政府委員 この閉鎖機関の問題

は大蔵大臣の所管でありますので、大

蔵省が主としてやらされたわけであります

が、われ／＼の方としましても十分

相談にも乗つております。意見も出し

ております。

○池田(暮)委員 その相談に乗り、意

見も出しましたときに、あなたたちと

しては、この復興建設株式会社という

ようなものが、東京都の代行をやると

いうことは、全然知らなかつたとい

うのですか、知つておりましたか。

○伊東政府委員 知つておりました。

○池田(暮)委員 知つておつて、当然

この会社が利益追求を主眼として、そ

れは嚴重に監督して參りたいと思ひ

ます。それから何か一つの家に対して

一億ぐらいの金が出るというお話をあ

りましたが、それは入つている人を強

制立ちのきを命じて、からにして、何

ぞいの金つきでもらわなければとも住

まいと申入れがございましたが、そうい

ういう押し売り、競売や、立ちのき

を強硬にやるであらうということを予

想しておきましたか。

○伊東政府委員 これは先ほどの答弁

でも明らかに思いますが、そういう押

し売り、強制立ちのきということは、

厳重に取締るつもりであります。

○池田(暮)委員 つもりでいるのはけ

ども現に今やられているということ

が、ある私の方へ報告が來ているので

あります。これは全日本借家人組合の方から

も、現に今やられているということ

が、ある私の方へ報告が來ているので

あります。これは全日本借家人組合の方から

も、現に今やられているということ

が、ある私の方へ報告が來ているので

あります。これは全日本借家人組合の方から

も、現に今やれているということ

が、ある私の方へ報告が來ているので

行きまして、建設事務官の小西さんと

いう人に会つていろいろ聞いていたのです

が、盛んに小西さんが弁解しておる。

一億円、あれは決してもうけにはなり

ませんということを盛んに弁護してお

る。こういうことで建設省というもの

が、ちゃんとそういうものを先の先ま

で見通した上で折衝に乗つておるのじ

やないかといふ氣がする。つまりはつ

きり言えば、復興建設株式会社にもう

けさせるために、何らかのあれがある

のじやないかといふようなわれくは

疑惑の念すら持たざるを得ない。この

点については水かけ論になるから、住

宅局長の今までの私の言つたことに対

する御意見を一應聞きまして、あとで

また御質問いたしますが、この点はこ

れで打切ります。それで東京都へ譲渡

したこの一億円の金は、一体どこへ行

くのかということを大蔵省の方へ聞き

たい。

○神代説明員 ただいまのお話の壳却

代金の一億円はどうなるか。これは閉

鎖機関整理委員会の方に入りました

先ほどちよつと説明がありました日本

銀行の勘定に入りました、これをそ

後の債務弁済に充當することになります。

○池田(翠)委員 金融機関に入るわけ

ですね。

○神代説明員 一般市中金融機関には

入りません。全部日本銀行の中に入ります。

○池田(翠)委員 はつきり言つてください。

○神代説明員 拝う相手方は、みな住宅當主に対する債権者に拂つております。その順序は公租公課、担保付債権、従業員の債権、それから一般的の債

権といふふうに拂つております。

○池田(翠)委員 そうすると、この一

億円といふ金は結局債権者に行く。そ

の債権者の中でも一番大きな債権者とい

うのはたれですか。銀行じやないです

か。

○神代説明員 一番大きいのは預金部

でござります。

○池田(翠)委員 預金部というのは順

位は下でしよう。

○神代説明員 他の金融機関と同一順

位です。

○池田(翠)委員 この次の委員会まで

にその一億の金を優先的にどこへ支拂

うかということを、先ほどの私の資料

要求と一緒に御提出願いたいと思いま

す。大体私の質問はきょうはこれで終

ります。

○神代説明員 今のお質問にもう一べ

んお答えいたしますが、この一億円を

別にどこかにとつておいて、それを特

にまた別に拂うといったようなものじ

やなく、閉鎖機関令に従いまして、債務

支拂いの順について省令がございま

す。この債務弁済の省令に従つて順々

に拂つて行く。ですからこの金を特

にたれかに優先的に拂うということは

法律の建前上できないわけであります。

○内海委員 ちようど本日は松平参議院議長の告別式が三時まで終るよう

もつて散会いたします。

午後二時四十五分散会

昭和二十四年十二月一日印刷

昭年二十四年十二月三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所